

随意契約をすることができる場合に 該当することの説明書

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 ○ 道路交通情報収集及び提供委託業務 ・ 道路工事に関する情報 ・ 道路の危険箇所に関する情報 ・ 道路工事による交通規制に関する情報 ・ 道路工事等による交通障害に関する情報 ・ 台風、降雨、その他異常気象または災害に関する情報 ・ 案内情報 ・ その他道路に関する情報 ○ 安全かつ円滑な道路交通を確保するために以下の条件を必要とする。 【情報提供】 道路利用者等への周知体制が確立されていること。 (テレビ、ラジオ、電話等) 【情報収集】 県管理道路以外の情報を有していること。 ・ 高速道路に関する情報 ・ 国管理道路に関する情報 ・ 岐阜県以外の道路に関する情報 ○ 国、県及び公安委員会等の道路情報を一元化して収集・提供できること。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 ○ (公財)日本道路交通情報センターは、昭和43年の飛騨川バス転落事故を契機として、道路利用者の安全と利便を図るため、道路交通情報の収集及び提供、調査、研究、試験等を行うことにより道路交通の安全と円滑化に寄与することを目的に設立された公益法人である。 ○ 各都道府県は、当該法人が全国の道路管理者、公安委員会に配備する駐在員に対して道路情報の外部提供を委託したり、あるいは他の道路管理者の道路情報や公安委員会による交通情報の提供を受ける。このように全国に亘って、道路交通情報収集・提供の体制を備える者は、当該法人しかない。 ○ 以上により、全国的・一元的に道路に関する情報収集・提供業務を委託できるのは(公財)日本道路交通情報センターのみである。

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。